

2025 (R7)年 2月 4日

蘭越町 監査委員各位

監査請求人 野村一也



住民監査請求に対する補正通知の無効等確認および補正書

第 1	はじめに	1
第 2	関係者リスト	3
第 3	請求人の監査請求から本補正書に至る経緯	5
第 4	住民監査請求に対する補正通知の無効等確認	5
第 5	議会事務局の職員が執行機関の意向を忖度する可能性について	6
第 6	監査委員の法的責任について	7
第 7	補正書（補正通知書に対する補正内容）	8
第 8	別添資料	9

第 1 はじめに

- 1 監査請求人が監査を請求した事案は、前町長の親戚 X が公園内に所有していた建物を譲り受けた K の数々の要求に対し、蘭越町が多くの要求を認め、便宜を図ったことにより、K が公園内の町有地上で不動産賃貸業を営み、一方で、当該公園が公園機能を失っていることを指摘したものである。なお、蘭越町で住民監査が請求されたのは、本事案が最初である。

- 2 以下、本題に入る前に、地方自治体が抱える根本的な問題と、その問題に対する動向を簡単にまとめた。
- 3 地方自治の基本構造は、二元代表制にある。これは、市町村などの（執行機関）に権力を集中させてないために、市町村議会という機関に権力を分散させ、不達の機関が互いに抑制しあうことで権力の均衡を保ち、民主主義を機能させるための基本システムである。とうぜん、二元代表制の両翼となる議会と執行機関には、それぞれが独自に時代の要請に合わせた変革をする必要に迫られる。
- 4 2007(H19)年の地方分権一括法の施行以降、議会事務局の充実強化を求める議論が多くなされている。2020年に総務省がまとめた『地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書』では、議会と住民との意思疎通が議会への住民参加の前提になるとし、そのための議会事務局の役割として、情報発信力の強化を求めている。また、議員の調査研究や政策立案を支援するという観点でも、事務局体制の強化を求めている。
- 5 それらの社会要請に対する自治体側のアクションとして、議会基本条例の制定が進展している。議会基本条例は、平成18年5月に全国に先駆けて北海道・栗山町で制定された。2023（R5）年10月1日時点において、全国1012の自治体で施行されており、全国の自治体における施行自治体の割合は56.6%である。内訳は、道府県が32団体、市区町村が980団体であり、全国の6割弱の自治体で制定されている。
- 6 ついでに上げると、議会基本条例と同様、国ではなく地方が主導

する民主的な自治を実現するため、執行機関（市町村）側のアクションとして、自治基本条例の制定があげられる。自治基本条例は、平成13年4月に全国に先駆けて北海道・ニセコ町で制定された。全国の2割強の自治体で制定された。

- 7 そして、蘭越町では、ことあるごとに「町民が主役」「町民主役の町」というキャッチフレーズが使われているが、議会基本条例も議会基本条例も制定されていない。そして、請求人が議会に求めた住民監査請求に対する補正通知書は、監査委員のふたりが主体的に処理したとは信じがたいため、補正通知書が求める補正の前にその問題を指摘する。
- 8 なお、2013(H25)年総務省調査「地方公共団体の長の連続就任回数調」によれば、前町長の宮谷内留雄は、7期28年という全国歴代4番目（同順位者総数8人）の長期政権を務めた。一般論として、長期政権が、過度な権力集中の要因であることは指摘されるところである。そして、地方分権に時代の要請があるにもかかわらず、地方住民が地方行政に無関心であることが、多くの地方自治体の問題であることから、本文書は、関係当事者以外が見ても理解できる構成とした。

第2 関係者リスト

1 蘭越町長 金秀行

蘭越町は、ニセコ町の隣にある人口4500人足らずの小規模自治体。金秀行（現町長）は、2016年に、宮谷内留雄（前町長）の後を継ぐ形で蘭越町長となった。2025年の3期目当選時68歳。

町役場の出身者が総務課長と副町長（かつては助役）を経て町長となる出世コースは、宮谷内（前町長）と金（現町長）に通じる。金秀行は、町長に初当選した2016年、宮谷内留雄に名誉町民の称号を贈った。

2 蘭越町監査委員 天水さとい

2024(R6)年8月9日選任時の年齢は63歳

金秀行が選任を求めた際の記録によれば「天水さんは、農業委員、ようてい農業協同組合理事などを経験されており、人格が高潔であり、地域で信望も厚く、識見を有しておりますので、適任であり、蘭越町監査委員として議会の同意をお願いするものでございます。」（令和6年蘭越町議会第3回臨時会会議録より抜粋）

3 蘭越町監査委員向山博

2023(R5)年5月11日選任時の年齢は71歳

金秀行が選任を求めた際の記録によれば「向山議員の経歴等については、平成27年、蘭越町議会議員に当選以来、今回で3期目となり、これまで2期8年の長きにわたり、町政の振興発展に御尽力されております。この間、経済建設常任委員会副委員長、総務文教常任委員会副委員長、議会運営委員会委員、表彰審議会委員、南部後志環境衛生組合議会議員並びに消防委員を歴任されております。このように経験と識見を有し、品格高潔な向山博氏を蘭越町監査委員として適任であると考え、選任いたしたいと存じますので、同意についてよろしく願いをいたします。」（令和5年蘭越町議会第2回臨時会会議録より抜粋）

4 蘭越町議会事務局和田慎一

和田は、執行機関である蘭越町の職員であり、2019(H31)年より現在にいたるまでの約6年を議会事務局に出向している。その間、事務局長は2回の入れ替えがあったが、和田の出向は連続した。和田は、蘭越町職員であるため、とうぜん執行機関の人事により、出世コースが左右される。

第3 請求人の監査請求から本補正書に至る経緯

- 1 2025(R7)年12月14日、監査請求人（以下「請求人」という）は、蘭越町職員措置請求書（住民監査請求書）（以下「監査請求書」という）を提出した。
- 2 2025(R7)年1月22日、蘭越町議会事務局和田は、監査委員らを差出人とする補正通知書を送付した。
- 3 同年同月25日、請求人が監査請求の補正通知に対する意見書（以下「意見書」という）を送付した。
- 4 同年同月30日、監査委員らが意見書に対する回答（以下「回答書」という）を送付した。
- 5 同年2月4日、請求人が補正書（以下「補正書」という）を提出した。

第4 住民監査請求に対する補正通知の無効等確認

- 1 請求人が意見書で指摘したとおり、補正通知書において、不適法の根拠とされた地方自治法第242条第1項は、住民監査制度の大枠を規定しているに過ぎず、請求書に記すべき内容の詳細を規定したものではない。
- 2 それゆえ、地方自治法第242条第1項を理由として、補正通知

書で請求人に補正を求めた4項目は理由がないので取り下げられるべきである。とうぜん、補正がなければ、請求を却下するとした請求人に対する宣告（条件付き却下処分の予約）も無効とされるべきである。

- 3 請求人は、追って、地方自治法242条第1項に規定された無効確認の請求を行うが、蘭越町の監査委員と事務局が法的根拠のない『門前払い』に対し、請求人はあきれている。

第5 議会事務局の職員が執行機関の意向を忖度する可能性について

- 1 議会事務局和田は、2025(R7)年1月31日における請求人との通話において、次のことに言及した。

- (1) 和田は、監査委員が口頭で伝えた内容を文章として書き起こし、補正通知書を作成した。
- (2) 和田は、補正通知書を作成する段階において、蘭越町監査委員が弁護士等外部の専門家を頼っていないと言った。
- (3) 和田は、何度も「監査委員が合議で決めた」と説明した。

- 2 しかしながら、請求人は、次に示す理由から、補正通知を主体となって作成したのは和田であるとの疑いを禁じ得ない。

- (1) 第2に示したとおり、ふたりの監査委員の生業は農業であり、監査や地方自治に関する専門性を証するものは見当たらない。
- (2) 地方自治法は、公務員以外が意識する機会は極めて少なく、実務家以外にとって、知識として有用なものでもない。
- (3) 和田は、蘭越町に職員であるが、2017年より2025年現在に至るまでの8年間近くを議会事務局の職員として勤務

している。

- (4) 一般論として、執行機関から出向した職員が議会の事務を担うことが、町民を代表する議員や委員より、執行機関の意向を忖度する傾向がある。

3 監査の実態が読み取れない監査

- (1) 和田は、請求人が求めた監査委員らによる監査の成果物の閲覧を渋った。
- (2) 請求人が「監査の成果物を非公開とするなら監査にならない」と主張した後、ようやく和田はその閲覧を許した。。
- (3) 和田が閲覧を許した例月出納検査結果報告は、月の数字が変わるだけでまったく同じ文書が並んでいた。直近の3か月分を資料として別添する。

第6 監査委員の法的責任について

- 1 地方公共団体における監査委員の法的責任のあり方（関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科丸山恭司著）の37-38ページより抜粋する。

「監査委員の法的責任に関連する規定は、地方自治法などの法律や規則に存在しない。民事上の責任やその追及についても、これを論じた文献は存在しない。」

- 2 また、同論文は次のように記している。

「裁判例においても、住民監査請求を却下したことにつき国家賠償請求法に基づく損害賠償請求がなされた事案において、裁判所は「監査委員がその請求を実質的に妨害する意図であえて不当な判断をするなど、その本来の権限を越えて著しく濫用し

て違法に却下したような場合には違法と評することが相当とする」と判断しているにすぎない。現行法では、監査委員に故意がある場合など傾めて限定的な場合にのみ、国家賠償法上の賠償責任があるとするにとどまっている。」

- 3 議会基本条例を持たない蘭越町において、現行法で監査委員の法的責任を追及することは不可能である。このことは、権力監視をしないで、形式だけの監査制度に繋がり得ることを指摘したい。

第7 補正書（補正通知書に対する補正内容）

- 1 以下の理由から、補正通知に補正すべき事項1は失当である。
 - (1) 請求人は刑事事件の立証責任を負う必要はない。
 - (2) 請求人は収集し得る公文書等を取りまとめて提出している
 - (3) 補正すべき事項1は監査委員が職権でなし得る「監査」によって明らかにすべきことである。
 - (4) なお、請求人が求めた公文書において、前町長の親戚であるX氏の名前は黒塗りで判別不能である。もし、X氏に聞けば、当時の売買がK氏の主張の通りX氏がK氏を騙したのか、それともX氏の詐欺なのかは、容易に判断できるはずである。あるいは、聞き取るまでもなく、執行機関が保有する文書で、請求人に公開しなかった文書のなかにX氏がK氏を騙したのか、それともX氏の詐欺なのかを示すものがあるかもしれない。それらの作業を、請求人が行うことはできない。請求人が住民監査を請求した理由はそこにあることを明確にしておきたい。
- 2 以下の理由から、補正通知に補正すべき事項2は失当である。

- (1) 請求人は収集し得る公文書等を取りまとめて提出している。
 - (2) 補正すべき事項 2 は監査委員が職権でなし得る「監査」によって明らかにすべきことである。
- 3 以下の理由から、補正通知に補正すべき事項 3 は失当である。
- (1) 補正すべき事項 3 は監査委員が職権でなし得る「監査」によって明らかにすべきことである。
- 4 不当利得返還請求は、懲罰的損害賠償請求として記したものである。日本において、懲罰的損害賠償請求が認められた判例はないが、同種の事犯を防止する抑止力とするために織り込んだものである。なお、「監査」の結果、監査委員の判断で不当利得返還請求部分の削除するのは、地方自治法第 252 条 5 項に基づいて監査委員が主体的に処理すればよい。その処理を請求人が止めることはできない。

第 8 別添資料

- 甲 44 地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書 概要
- 甲 45 地方議会における議会事務局の役割
- 甲 46 議会（事務）局職員の「補佐の射程」
- 甲 47 地方公共団体における監査委員の法的責任のあり方
(関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科丸山恭司著)
- 甲 48 町村長の連続就任回数調
- 甲 49 例月出納検査結果報告
- 甲 50-1 20250131 の通話記録（通話全て）
- 甲 50-2 甲 50-1 の抜粋
- 甲 50-3 甲 50-2 の反訳

以上